

支援センター中

事業概要

支援センター中は、ホームズ中央と統合して1年が経ちました。支援センター中では、元気に働き続けるために、作業ばかりでなく余暇活動や健康管理、学習会等も盛り込んだ福祉サービスの展開に努めます。ホームズ中央では、より快適な生活空間や人間関係の充実を図り、親亡き後の自立生活の支援に努めます。今後もそれぞれの役割を充実させるとともに、相互に連携しながら、利用者、家族、地域に役立つ社会資源として、発展・向上を目指します。

ホームズ中央(共同生活援助・共同生活介護)

共同生活介護・共同生活援助事業「ホームズ中央」を八尾市(ひだまり定員5名)と大阪市平野区(かみきたホーム定員5名)及び大阪市生野区(しょうじホーム定員7名)、大阪市東成区(さとホーム定員4名)で継続して実施する。

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 3 利用者が主体的で豊かな生活を送ることができるように、ホームの世話人と生活支援員およびバックアップ職員が密接に連携協力し、様々な支援業務を行う。個別支援計画を基本にすえた支援を展開する中で、とりわけ栄養管理の確立、生活費や預り金などの金銭管理システムの確立を目指す。併せて世話人および関係職員の資質向上を図る。

【所在地】

名 称	所在地	入居定員
ひだまり	八尾市光町2丁目	5名

かみきたホーム	大阪市平野区加美北1丁目	5名
しょうじホーム	大阪市生野区小路2丁目	7名
さとホーム	大阪市東成区中本5丁目	4名

【職員配置】 管理者1名 サービス管理責任者1名 世話人13名 生活支援員7名

【対象者】 知的障害者、精神障害者、身体障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

ひだまり	(1) 家賃	月額	20,800円	
	(2) 光熱水費	月額	10,200円	
	(3) 食材料費(朝食・夕食)日用品	月額	20,000円	
	費	1食	300円	
	お弁当(昼食)食材料費	月額	2,000円	
	(5) 備品修理買い替え費			
かみきたホーム	(1) 家賃	301号 和室	月額	30,600円
		6畳洋室	月額	29,600円
		4.5畳洋室	月額	28,600円
		304号和室	月額	30,600円
		6畳洋室	月額	30,600円
	(2) 光熱水費	月額	8,400円	
	(3) 食材料費	月額	20,000円	
	お弁当(昼食)食材料費	1食	300円	
	(4) 日用品費	月額	1,000円	
	(5) 備品修理買い替え費	月額	2,000円	

しょうじホーム	(1) 家賃	和室 6 畳	月額	25,500円
		和室 8 畳	月額	27,500円
		洋室 6 畳	月額	24,500円
		洋室 5 畳	月額	22,500円
	(2) 光熱水費		月額	8,000円
	(3) 食材料費		月額	20,000円
		お弁当(昼食)食材料費	1食	300円
	(4) 日用品費		月額	1,000円
(5) 備品修理買い替え費		月額	2,000円	
さとホーム	(1) 家賃	洋室 6 畳	月額	23,000円
		和室 6 畳	月額	26,000円
	(2) 光熱水費		月額	10,000円
	(3) 食材料費		月額	20,000円
		お弁当(昼食)食材料費	1食	300円
	(4) 日用品費		月額	1,000円
	(5) 備品修理買い替え費		月額	2,000円

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

支援センター中(就労継続支援B型事業・日中一時支援事業)

《現在の利用者の状況》(平成25年1月現在)

- ・ 44名(男性27名、女性17名)
- ・ 療育手帳 B2 - 4名 B1 - 7名 A - 33名
- ・ 障害程度区分 無-2名 非-1名 1-1名 2-2名
 3 - 20名 4 - 14名 5 - 3名 6-1名
- ・ 年齢構成 平均40歳 最高65歳 最低20歳
 20歳代: 8名 30歳代: 12名 40歳代: 13名
 50歳代: 8名 60歳代: 3名
- ・ 健康状態 生活習慣病、持病等罹患者 31名(全体の70%)

- ・生活形態 単身者等：3名
 - ひとり親と本人：6名
 - 両親と本人：15名
 - グループホーム等：10名
 - その他：10名

《今後の方向性》

支援センター中は、今年で7年目を迎えました。利用者が日中の環境にも慣れ安定して活動されている現状で、今後は更に利用者の主体的な動きにつなげていくために、ご本人ができるところは任せて、できないところを支援し、より新しい経験の場を積んでいただくように配慮します。家庭ではよくありがちな「本人に任せるよりも、周りがやった方が早い」または、「本人はできない」と決めつけないように、5年先、10年先を考え、将来の生活を考えて、今ほんとうに必要な支援は何かを考え実行に移します。ご家族にも協力を願って、今からできることを一步一步進めて行きます。ホーム体験利用も、回を増やす方、連泊される方も増えている中で、今後は具体的にホームへの入居の希望も吸い上げながら行ないます。日中活動、生活身の自立度を今より少しでも上げていけるような、可能性の引き出しに努めます。また、25年度中に活動スペースの拡充が見込まれた場合、速やかに事業展開を視野に入れた検討を行います。（就労継続支援B型事業の定員増や個別対応の方が増える中で生活介護事業をプラスした多機能型の展開等）

《支援テーマ》

「できることは自分で、新しいことにもチャレンジを」！

「職員は過剰な支援を控え、必要な時に適切な対応ができるように」！

「ご本人の近くで寄り添う姿勢で配慮を」！

【今年度特に取り組む事業活動】

1 各業務の目標テーマ

A 日中活動

- ①就 労 工賃アップ、スキルアップ、売上分析、取引業者苦情ゼロ化
- ②日 課 日課当番工夫、安全快適な昼食環境、清掃スキルアップ
- ③余 暇 企画の自主運営、多様な余暇メニュー、負担のない休日余暇支援
- ④参 加 参加型学習会の工夫、自己表現の機会提供

B 健康促進 公園体操継続、健康情報の把握、感染症防止の強化

C 生活自立 さとホーム体験利用支援

2 年間行事等予定

5月 一日余暇企画

- 6月 お楽しみ会
 - 7月 避難訓練・お楽しみ会
 - 8月 健康診断
 - 9月 大阪大会・お楽しみ会
 - 10月 一泊旅行
 - 11月 ふれあい広場・一日余暇企画
 - 1月 新年会・避難訓練
 - 2月 お楽しみ会
 - 3月 ごくろうさん会
- ※休日余暇活動（隔週の土曜日実施）

【事業目的】

大阪府指定の就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型を提供する。

【運営方針】

- 1 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

大阪府大阪市東成区玉津2-11-28

【利用者定員】

40名

【職員配置】

管理者1名 サービス管理責任者1名 事務員1名
職業指導員11名（送迎及び運搬業務担当者含む） 生活支援員5名

【営業日及び営業時間等】

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分、隔週の土曜日

午前9時から午後1時までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

(2) サービス提供日 月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時、隔週の土曜日午前9時から午後12時までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月4日までを除く。

【指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者】

知的障害者（18歳未満の者を除く）・精神障害者（18歳未満の者を除く）

【指定就労継続支援B型の内容】

- (1) 個別支援計画の作成
 - (2) 食事の提供
 - (3) 身体等の介護
 - (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
 - (5) 就労の機会の提供及び生産活動(委託加工、自主製品作成)
 - (6) 実習先企業等の紹介
 - (7) 求職活動支援
 - (8) 職場定着支援
 - (9) 生活相談
 - (10) 健康管理
 - (11) 訪問支援
 - (12) 送迎サービス
 - (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

障害者総合支援法の法令等に定める利用者負担のほかに、以下の費用を利用者の負担とする。

昼食 1食につき360円

日用品費の実費

送迎サービスの提供に係る費用 月額13,000円ないし日額800円

(片道400円) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

【工賃の支払等】

1ヵ月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

利用者は、サービスの利用に当たっては、利用契約解除の要件となるので、次に規定する内容に留意すること。

- (1) サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、督促に応じないこと。
- (2) 入院3ヶ月に至っても復帰目途のない長期欠席となること。
- (3) 他者の生命、身体、財産、信用を傷つけること。

【通常の事業の実施地域】

大阪市、八尾市の全域とする。

【保護者会との協力】

事業所は「支援センター中保護者会」と協調し、事業の円滑な実施に努める。また保護者会活動ならびに大阪手をつなぐ育成会の支部活動に協力する。